

中小企業の脱炭素化に向けた取組みを支援します

◇補助対象者

県内に本社又は事業所を有し、脱炭素化に向けた取組みを行う中小企業、団体

◇補助対象事業

脱炭素化に向けて取り組む中小企業、団体による以下の支援に要する経費

- 経営層や従業員の脱炭素経営への理解促進に向けた企業内研修や企業組合等団体の行う勉強会などへの支援
- 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第2項の規定に基づき温室効果ガス排出削減計画書を作成する事業への支援
- 再生可能エネルギー電力の需要拡大に向けた動画制作等の普及啓発媒体の作成支援 **※小売電気事業者向け**
- 再生可能エネルギー電力の価格引き下げへの調査・研究・実証への支援 **※小売電気事業者向け**

◇補助率、補助限度額

1 / 2 以内（補助限度額 500 千円）

◇申請期間

令和3年10月29日（金）～令和4年1月14日（金）

【お問い合わせ先】

岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課
エネルギー係
TEL : 058-272-8835 FAX : 058-278-2653
E-mail : c11353@pref.gifu.lg.jp

